

## 埼玉県ふるさと創造資金補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、埼玉県ふるさと創造資金大綱の趣旨に則り、市町村の取組に対して予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 補助事業は、市町村が実施する次の各号に該当する事業とする。

- 一 魅力ある地域づくり事業 計画性や創意工夫が認められる、地域資源や市町村の強み等を活かした魅力ある地域づくりに資する事業
- 二 市町村と地域団体との協働事業 地域の一体感の醸成や共通課題解決のため、地域団体が実施するコミュニティ活動の拠点となる施設の整備で、ソフト事業を組み合わせ効果的に実施するハード事業
- 三 広域連携によるスマート自治体転換等支援事業 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第2編第11章第3節に規定する地方公共団体相互間の協力（職員の派遣を除く。）及び第3編第3章に規定する地方公共団体の組合による新たな連携並びに複数の市町村が任意に行う新たな連携による市町村の効率的・効果的な行政運営に資する事業
- 四 住むなら埼玉移住促進事業 移住の試行段階に必要な事業及び地域振興の担い手確保のための事業として次に該当するもの
  - イ お試し住宅の整備等に関する事業
  - ロ お試し就業・就農施設の整備等に関する事業
  - ハ 移住サポート拠点の整備等に関する事業
  - ニ 埼玉版地域おこし協力隊に関する事業
  - ホ 埼玉版地域おこし協力隊インターンに関する事業
  - ヘ サテライトオフィス等の整備等に関する事業
  - ト 戦略的シティブランディング・プロモーションに関する事業
- 五 県重点政策連動事業 市町村の地域づくりに資することに加え、県の主要な計画の推進に資する事業として次に該当するもの
  - イ 埼玉版SDGs推進事業
  - ロ 高齢者の健康と活躍・少子化対策に関する事業
  - ハ 共生社会の実現に関する事業
  - ニ 水辺 de ベンチャーチャレンジ（民間事業者等と連携した水辺空間の利活用）等に関する事業
  - ホ その他の事業
- 六 市町村緊急支援事業 災害、事件、事故等により、緊急又は不測の事態（当該事態が生じるおそれが極めて高いと認められる場合を含む。）に対応するための事業で、特に県の支援が必要と認められる事業

- 七 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認める事業
- 2 次に掲げる事業は、原則として前項に定める補助事業に含まないものとする。
- 一 国庫補助事業
  - 二 県費補助対象事業
  - 三 地方債（交付税措置のあるものに限る。）の対象となる事業（前項第3号及び第4号に定める事業を除く。）
  - 四 公用施設（庁舎等）の整備（前項第4号イ、ハ及びヘに定める事業を除く。）、施設の維持管理等に係る事業
  - 五 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
  - 六 その他この補助金の趣旨に合致しない事業
- 3 補助事業（第1項第2号及び第3号に定める事業を除く。）には、公共的団体が実施する事業に対する市町村の補助事業のうち、県として特に支援が必要と認められる事業を含むものとする。
- 4 補助事業（第1項第2号、第3号及び第6号に定める事業を除く。）については、別に定める要領により成果指標の設定及び成果検証を行うものとする。
- 5 補助事業（第1項第6号に定める事業を除く。）については、別に定める要領により埼玉県ふるさと創造資金の補助を受けることを表示するものとする。

（補助事業者等）

第3条 補助事業者、補助対象経費、補助対象外経費、補助率、補助期間及び補助限度額等については、別表のとおりとする。なお、補助対象事業者には、政令指定都市を含まない（第2条第1項第6号に定める事業を除く。）こととする。

（申請書の様式等）

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 補助事業を構成する各事業の概要（様式第1－2号）
  - 二 構成事業の事業費内訳表（様式第1－3号）
  - 三 その他参考となる資料
- 2 申請書の提出期限は毎会計年度定めるものとする。
- 3 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 第2条第1項第6号に定める事業において、災害復旧に対応する等やむを得ない事由により交付決定前に事業を実施している又はする予定の場合は、様式1－2号にその旨を記載しなければならない。

（交付決定通知書の様式）

第5条 規則第7条の交付決定通知の様式は、様式第2号のとおりとする。

（事業内容の変更等の承認申請）

第6条 補助事業者は、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- 一 補助対象経費の増減が20%以内のもの
- 二 事業内容を大幅に変更しないもの

(状況報告)

第7条 補助事業者は、規則第11条の規定による状況報告について、知事の要求があった場合には、当該要求に係る事項を様式第4号により知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の報告書（以下「実績報告書」という。）の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止の場合を含む。）後30日以内又は3月末日のいずれか早い日（第2条第1項第6号に定める事業については事業完了後に補助金の交付決定を受けた場合を除く。）とする。

3 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性格上、作成を要しないものについてはこの限りではない。

- 一 事業実施前及び事業完了後の写真又は事業内容の分かる写真
- 二 補助事業に係る予算書の関係部分の写し
- 三 補助事業に係る契約書の写し
- 四 工事竣工届、業務委託完了届又は納品書の写し
- 五 補助事業者の財務規則に基づく検査調書又は竣工検査書の写し
- 六 埼玉県福祉のまちづくり条例（平成7年埼玉県条例第11号）第14条の規定による適合証の写し（第2条第1項第2号に定める事業に限る。）
- 七 広報実績に係る資料
- 八 その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第6号の通知書により行うものとする。

(請求書の提出)

第10条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条の通知を受領後、速やかに様式第7号の請求書を知事に提出するものとする。ただし、知事が必要と認めたときには、第5条の通知を受領した後に請求書を提出できるものとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第19条第2号に規定するその他知事が定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得した備品とする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間（財産処分制限期間）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数に準じることとし、この

期間は補助事業の完了（補助事業の廃止の場合を含む。）の日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算する。なお、少子高齢化、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、起算日からの経過年数が10年以上である財産処分については、この限りではない（有償譲渡及び有償貸付けを除く。）。

- 3 補助事業者は、規則第19条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、様式第8号の財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、前条第2項に定める期間保管しなければならない。

（書類の提出）

第13条 規則に基づき知事に提出する書類は、地域振興センター所長（所管が事務所長の場合は事務所長）に提出するものとする。ただし、第2条第1項第6号に定める事業に関する書類については、地域振興センター所長（所管が事務所長の場合は事務所長）を経由して知事に提出するものとする。

（暴力団排除に関する事項）

第14条 補助事業者が補助事業を実施するに当たり、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という）を締結する場合に、その相手方が次の各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき、又は県が当該委託契約等の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったと認められるときは、補助金の一部又は全部の返還を求める。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（その他）

第15条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 魅力ある地域づくり事業補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）は廃止する。
- 3 市町村と地域団体との協働事業補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）は廃止する。
- 4 広域連携によるスマート自治体転換等支援事業補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）は廃止する。
- 5 住むなら埼玉移住促進事業補助金交付要綱（平成 30 年 3 月 29 日決裁）は廃止する。
- 6 県重点政策連動事業補助金交付要綱（平成 30 年 3 月 29 日決裁）は廃止する。
- 7 市町村緊急支援事業費補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日決裁）は廃止する。